

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新		
根拠法令名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号）	（条項） 第51条の21第1項	
基準法令名	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号） ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）	（条項） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21第2項	
所管部署	健康福祉部 福祉指導監査課		
標準処理期間	30 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の更新の基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の21第2項において準用する同法第36条第3項の各号（第4号、第10及び第13号を除く。）に該当しないこと並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に定める基準を満たすこと。 参考 [根拠法令] 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第五十一条の二十一 第五十一条の十四第一項の指定一般相談支援事業者及び第五十一条の十七第一項第一号の指定特定相談支援事業者の指定は、六年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。